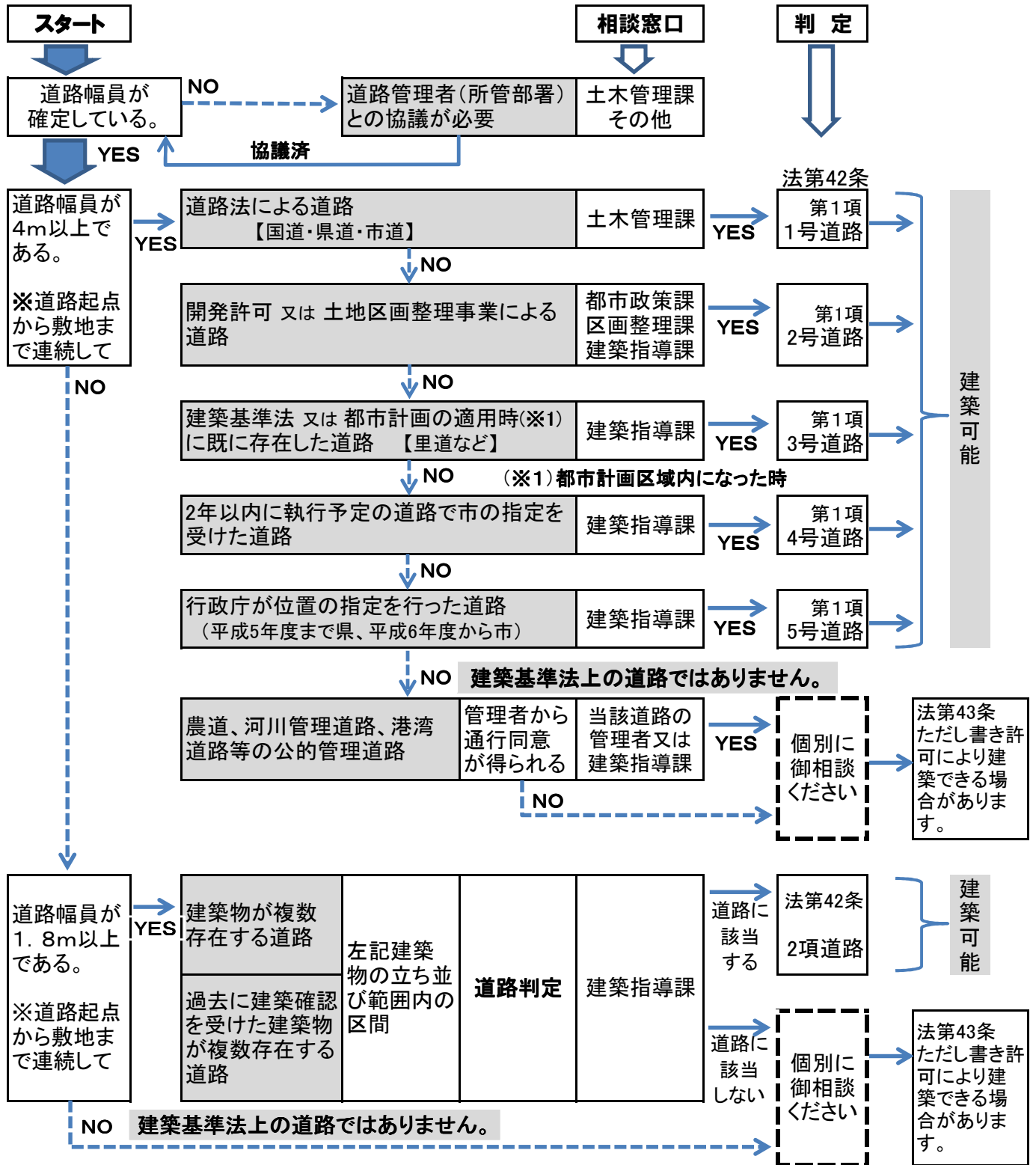


都市計画区域(八代、鏡、千丁地区)では、建築物の敷地は、**建築基準法による道路**に接しなければなりません。

建築を計画する前に、下記のフローにより道路に関する調査を行ってください。



窓口にご相談等される場合には、以下の資料を準備してください。

- ① 付近見取り図(住宅地図等) ② 公図(字図)
- ③ 道路の幅員が分かる資料(対面同意有りの官民境界確定書、現況写真等)
- ④ 周辺の建築物の建築年が分かる資料(登記簿謄本の写しなど)